

那霸市公報

第1504号

毎月2回 1, 15日発行

発行所

那霸市泉崎1丁目1番1号

那霸市総務部総務課

目 次

条 例

那霸市税条例の一部を改正する条例(税制課) 346

告 示

集金代行業務委託について(なはまちなか振興課) 348

随意契約の公表について(クリーン推進課) 348

個人情報業務届出書の公表について(総務課) 349

個人情報業務変更届出書の公表について(総務課) 353

平成21年度市政功労者の表彰について(秘書広報課) 355

平成21年(2009年)6月那霸市議会定例会の招集について(総務課)
..... 357

平成21年度那霸市一般会計補正予算(第1号)(財政課) 357

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧について(都市計画課) 359

那霸広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員の
選挙期日の決定及び選挙人名簿の縦覧について(区画整理課) 359

制限付一般競争入札の実施について(新庁舎建設室) 360

上下水道局規程

那霸市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程(上下水道局総務課)
..... 365

上下水道局告示

那霸市排水設備指定工事店の異動について(上下水道局給排水設備課) 366

選挙管理委員会告示

選挙人名簿の縦覧場所について 367

在外選挙人名簿の縦覧場所について 367

条 例

那霸市条例第19号

平成21年6月1日

那霸市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 翁長雄志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の2 [略]	付 則 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の2 [略] <u>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日</u> (4) <u>当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかつた理由</u>
<u>2～5 [略]</u>	<u>3～6 [略]</u>
<u>6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(7) [略]	<u>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(7) [略]
<u>7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止</u>	<u>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止</u>

改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年6月4日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の那覇市税条例付則第6条の2第2項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

告示

那霸市告示第33号
平成21年4月8日
掲示済

集金代行業務委託について

次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項及び那霸市会計規則第34条第2項により告示する。

那霸市長 翁長雄志

1 件名 那霸市公設市場使用料等集金代行業務委託

2 委託期間 自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

3 相手方 那霸市西1丁目19番7号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長 平良 孝夫

那霸市告示第49号
平成21年5月8日
掲示済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき随意契約を行ったので、那霸市契約規則第21条第2項の規定より次のとおり公表します。

那霸市長 翁長雄志

2 契約を締結した後

契約締結日	平成21年4月30日
契約相手方の氏名及び住所	(社)那覇市シルバー人材センター 理事長 名嘉元 甚勝 那覇市首里末吉町4丁目6番地6
契約金額	2,072,000円(消費税込み)
契約理由	上記条件を満たしているものが当該団体のみであること。また、当該業務を委託することにより、本市の高齢者の就業機会の確保と社会参加を促進し、生きがいづくりを支援できるため。

那覇市告示第50号

平成21年5月11日

掲示済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条及び同施行規則第2条の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成21年5月7日

那覇市長様

実施機関 那覇市教育委員会
教育長 桃原 敦士

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号		届出担当課	総合青少年課 電話 891-3508			
個人情報管理責任者	総合青少年課長 山田 宏					
業務の名称	教育相談支援事業					
業務の目的	不登校または不登校傾向にある児童生徒や子どもへの対応に悩みをもつ保護者に対する支援を充実させる。					
個人情報の対象者	児童生徒 保護者					
業務の開始年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 新規 (平成 年 月 日)					
個人情報の内容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心身	その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 思想	<input checked="" type="checkbox"/> 職業	<input type="checkbox"/> 収入	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 宗教	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 資産状況	<input checked="" type="checkbox"/> 容姿	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 支持政党	<input checked="" type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 公租公課	<input checked="" type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/> 主義主張	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 経済取引	<input checked="" type="checkbox"/> 障害程度	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 国籍	<input checked="" type="checkbox"/> 趣味嗜好	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 本籍	<input type="checkbox"/> 犯歴等	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 統柄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学業成績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 勤務成績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 婚姻離婚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 / <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 (法令・公知性・緊急性) ※個人情報第8条第2項2号類型事項3					
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期 (月 ~ 月) / <input checked="" type="checkbox"/> 随時					
個人情報の告知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> 口頭 <input checked="" type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 申請等 <input type="checkbox"/> その他					
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> ワープロ/タブ <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他					
備考						

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。



第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成21年5月8日

那霸市長様

実施機関 那霸市教育委員会
教育長 桃原 敏上

那霸市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号		届出担当課	総合青少年課	電話	891-3508	
個人情報管理責任者	総合青少年課長 山田 宏					
業務の名称	生徒サポーター派遣事業					
業務の目的	教室に入れない生徒を対象に「学校内教育支援室」を設置し、学習支援や社会自立に向けた職場体験活動を通じ、並び・非行傾向の生徒の居場所を作り自立と自尊を支援し学級復帰を目指す。					
個人情報の対象者	児童生徒 保護者					
業務の開始年月日	✓継続 / □新規 (平成 年 月 日)					
個人情報の内容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心身	その他
	✓氏名	□思想	✓職業	□収入	✓健康状態	□
	✓住所	□宗教	□地位	□資産状況	✓容姿	□
	✓性別	□支持政党	✓学歴	□公租公課	✓病歴	□
	✓生年月日	□主義主張	□資格	□経済取引	✓障害程度	□
	□国籍	✓趣味嗜好	□団体加入	✓公的扶助	□	□
	□本籍	□犯歴等	✓賞罰	□	□	□
	✓続柄	□	□学業成績	□	□	□
	✓親族関係	□	□勤務成績	□	□	□
	□婚姻離婚	□	□その他	□その他	✓その他	□
□その他	□その他	□その他	□その他	□	□	
個人情報の収束方法	✓本人 / ✓本人以外 (法令・公知性・緊急性 (審議会))					
	※個人情報第8条第2項2号類型事項3					
個人情報の収集時期	□定期 (月 ~ 月) / ✓随時					
個人情報の告知方法	□文書 ✓口頭 ✓告示 □申請等 □その他					
個人情報の記録形態	✓文書 □図面 □マイクロフィルム □電磁媒体 □その他					
備考						

(注) 那霸市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること



第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成21年5月3日

那霸市長様

実施機関 那霸市教育委員会
教育長 桃原致上

那霸市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号		届出担当課	総合青少年課 電話 891-3508			
個人情報管理責任者	総合青少年課長 山田 宏					
業務の名称	子どもの生活リズム形成支援事業(受託事業)					
業務の目的	登校しぶり、あそび、非行等生活リズムの未確立に対し、学校・家庭・地域住民等のネットワークを活用した登校支援や体験活動、教育相談を実施し、児童生徒・保護者の生活リズム形成を支援する。対応に悩みをもつ保護者に対する支援を充実させる。					
個人情報の対象者	児童生徒 保護者					
業務の開始年月日	✓継続 / □新規 (平成 年 月 日)					
個人情報の内容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心身	その他
	✓氏名	□思想	✓職業	□収入	✓健康状態	□
	✓住所	□宗教	□地位	□資産状況	✓容姿	□
	✓性別	□支持政党	✓学歴	□公租公課	✓病歴	□
	✓生年月日	□主義主張	□資格	□経済取引	✓障害程度	□
	□国籍	✓趣味嗜好	□団体加入	✓公的扶助	□	□
	□本籍	□犯歴等	□賞罰	□	□	□
	✓続柄	□	□学業成績	□	□	□
	✓親族関係	□	□勤務成績	□	□	□
	□婚姻離婚	□	□	□	□	□
□その他	□その他	□その他	□その他	✓その他	□	
個人情報の収集方法	✓本人 / ✓本人以外(法令・公知性・緊急性) ※個人情報第8条第2項2号類型事項3					
個人情報の収集時期	□定期(月 ~ 月) / ✓随時					
個人情報の告知方法	□文書 ✓□頭頭 ✓告示 □申請等 □その他					
個人情報の記録形態	✓文書 □図面 □マイクロフィルム □電磁媒体 □その他					
備考						

(注) 那霸市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第51号
平成21年5月11日
掲示済

個人情報業務変更届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条及び同施行規則第2条の規定に基づき、個人情報業務変更届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第2号様式（第19条関係）

個人情報業務（廃止・変更）届出書

平成21年5月7日

那霸市長様

実施機関 那霸市教育委員会
教育長 桃原 敦上

那霸市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号		届出担当課	総合青少年課 電話832-7868						
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・変更年月日	平成19年4月1日						
業務の名称	メンタルヘルスカウンセリング事業								
廃止又は変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の再編成による事業統合のための事業名変更 ・組織の再編成による課名の変更 								
変更の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">変更前</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">(名称) 青少年相談</td> <td style="padding: 5px;">(名称) メンタルヘルス カウンセリング事業</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(課名) 青少年センター</td> <td style="padding: 5px;">(課名) 総合青少年課</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	(名称) 青少年相談	(名称) メンタルヘルス カウンセリング事業	(課名) 青少年センター	(課名) 総合青少年課
変更前	変更後								
(名称) 青少年相談	(名称) メンタルヘルス カウンセリング事業								
(課名) 青少年センター	(課名) 総合青少年課								
備考									

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書（第1号様式）の届出番号を記入のこと。

那覇市告示第58号
平成21年5月20日
掲示済

平成21年度市政功労者の表彰について

平成21年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第5条第2項の規定により公示する。

那覇市長 翁長雄志

登録番号359号

氏名 久手堅 矢素子 (77歳)

功績概要 昭和52年から30年間にわたり、民生委員児童委員を務める。その間、那覇市社会福祉協議会の「からし種会」会長、那覇市赤十字奉仕団委員長を歴任するなど、地域福祉の向上に尽力。

登録番号360号

氏名 國吉 勲 (71歳)

功績概要 松川小学校の学校医として、38年余にわたり、健康診断等を通じて学童の健康の保持増進に努める。学校での講話等を通して学校保健の推進に尽力。

登録番号361号

氏名 仲本 安一 (74歳)

功績概要 昭和40年から昭和51年まで3期10年余にわたり市議会議員を務めた。その後、昭和55年6月まで1期、県議会議員を務めるなど県政・市政を通じ、本市の発展に大きく貢献。

登録番号362号

氏名 照屋 照子 (74歳)

功績概要 昭和53年から現在まで31年余にわたり、民生委員児童委員を務める。その間、那覇第一民生委員児童委員協議会の会長、副会長を歴任するなど、地域福祉の向上に尽力。

登録番号363号

氏名 富本 盛弘 (76歳)

功績概要 大道小学校の歯科校医として42年余にわたり、学校歯科健診、保護者に対する相談指導に取り組む。また県歯科医師会理事、監事を歴任し、市民の健康保持増進に尽力。

登録番号364号

氏名 外間 久子 (70歳)

功績概要 昭和60年から昭和63年までの1期、市議会議員を務めた。その後、平成20年まで4期16年余にわたり県議会議員を務め、県政・市政を通じ、本市の発展に大きく貢献。

登録番号365号

氏名 比嘉 稔 (67歳)

功績概要 那覇大綱挽において、第1回から38年間にわたり行列副委員長、綱方、那覇大綱挽西一番実行委員会実行委員長を歴任するなど那覇大綱挽の運営・保存継承に尽力。

登録番号366号

氏名 久高 友弘 (60歳)

功績概要 昭和52年から現在まで6期21年余にわたり、市議会議員を務める。その間、市議会副議長や建設常任委員会委員長を歴任するなど数多くの事業推進に尽力され、本市の発展に大きく貢献。

登録番号367号

氏名 大城 春吉 (60歳)

功績概要 平成4年から現在までの5期16年余にわたり、市議会議員を務める。その間、総務常任委員会委員長や議会運営委員会委員長を歴任するなど数多くの事業推進に尽力され、本市の発展に大きく貢献。

登録番号368号

氏名 安里 仁愛 (60歳)

功績概要 昭和56年から5期20年余にわたり、市議会議員を務める。その間、総務常任委員会委員長や都市交通対策特別委員会委員長を歴任するなど本市の発展に大きく貢献。

登録番号369号

氏名 新崎 政昌 (75歳)

功績概要 昭和55年から28年余にわたり、那覇市交通指導員を務め、スクールゾーンでの街頭指導や各種イベントでの交通整理に協力するなど、市民の交通安全確保に尽力。

那覇市告示第59号

平成21年5月20日

掲示済

平成21年(2009年)6月那覇市議会定例会の招集について

平成21年(2009年)6月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁長雄志

1 招集の日 平成21年6月1日(月)

2 招集の場所 那覇市議会議場

那覇市告示第61号

平成21年6月1日

平成21年(2009年)4月那覇市議会臨時会で議決された平成21年度那覇市一般会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁長雄志

平成21年度那覇市一般会計補正予算(第1号)

平成21年度那覇市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,724千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,390,724千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		6,226,021	31,639	6,257,660
	2 県補助金	1,015,474	31,639	1,047,113
19 繰越金		400,000	4,979	404,979
	1 繰越金	400,000	4,979	404,979
20 諸収入		3,694,855	106	3,694,961
	5 雑入	932,365	106	932,471
歳入合計		114,354,000	36,724	114,390,724

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,720,999	14,633	14,735,632
	1 総務管理費	12,331,685	12,224	12,343,909
	3 戸籍住民基本台帳費	836,561	2,409	838,970
3 民生費		44,281,038	4,407	44,285,445
	2 児童福祉費	14,334,433	1,687	14,336,120
	3 生活保護費	14,762,739	2,720	14,765,459
5 労働費		43,330	4,979	48,309
	1 労働諸費	43,330	4,979	48,309
7 商工費		877,492	4,021	881,513
	1 商工費	877,492	4,021	881,513
8 土木費		16,172,236	4,845	16,177,081
	2 道路橋りょう費	1,182,798	797	1,183,595
	5 都市計画費	7,892,425	3,185	7,895,610
	6 住宅費	5,903,263	863	5,904,126
9 消防費		2,522,195	3,839	2,526,034
	1 消防費	2,522,195	3,839	2,526,034
歳出合計		114,354,000	36,724	114,390,724

公 告

那覇市公告第23号
平成21年5月12日
掲示済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項及び同法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

都市計画の種類	那覇広域都市計画道路
都市計画の名称	1・3・1号 那覇空港自動車道
	3・1・2号 豊見城糸満バイパス
	3・2・2号 国道331号
	3・2・17号 国道331号
縦 覧 場 所	那覇市都市計画部都市計画課(新都心銘苅庁舎5階)

那覇市公告第28号
平成21年5月15日
掲示済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員の選挙期日の決定及び選挙人名簿の縦覧について

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第58条第1項の規定による那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成21年8月16日と定めたので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第19条の規定により公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 縦覧期間 平成21年6月22日から平成21年7月6日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 縦覧場所 那覇市字真嘉比343番地13 那覇市古島区画整理事務所

那覇市公告第31号
平成21年5月21日
掲示済

制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び那覇市仮庁舎等への引越等業務委託制限付一般競争入札要領(以下「要領」という。)の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。よって、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6、那覇市契約規則第13条及び要領第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に関する事項

(1)事業名	那覇市仮庁舎等への引越等業務委託
(2)履行場所	市役所本庁舎(所在地:那覇市泉崎1丁目1番1号)仮庁舎(所在地:那覇市上之屋1丁目2-2)その他関連施設
(3)事業の目的	那覇市役所本庁舎を仮庁舎等へ引越しするため
(4)業務の内容	「業務説明書」に示す那覇市役所本庁舎及びその関連施設内にある物品等の仮庁舎及びその関連施設内への搬出入その他関連業務。
(5)履行期間	契約の日から平成21年10月31日まで
(6)予定価格	26,300,000円(消費税抜き)
(7)最低制限価格	設定しない。
(8)事業の基本条件	<p>履行期間 履行期間は、契約の日から平成21年10月31日までとする。</p> <p>(引越スケジュール等、詳細については別添「業務説明書」を参照のこと。)</p> <p>業務終了後の処置 受注者は、履行場所の後片づけ作業を行う。後片づけ</p>

	<p>作業にかかる費用は受注者負担とする。 仮庁舎等への引越等業務委託の業務概要 別添「業務説明書」を参照のこと。 前払金 前払金の支払いはなし 手続き 事業にあたっての官公庁その他への手続きと、これに要する費用は受注者の負担とする。 安全対策等 別添「業務説明書」を参照のこと。</p>
(9)現場調整	今回、引越等業務が行われる施設は、一般事務所と異なり市民サービスの提供や行政運営又は市議会等、多様な機能が必要とされている施設であることから、業務に着手した後においても、発注者が必要と認める場合は、受注者は業務説明書等について協議に応じるものとする。
(10)その他	この公告に基づき仮庁舎等への引越等業務委託に係る契約を締結した後に、発注者及び受注者の責めに帰せざる事由により、この公告に定める事項と異同が生じた場合で、発注者及び受注者両者に不利益が生じないとときは、発注者と受注者が協議の上、仮庁舎等への引越等業務委託に係る契約を変更することができる。

2 入札参加資格要件

公告日から落札者決定日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

1	県内に本店を有し、定款又は商業登記簿で運送に係る事業を営んでいることを定めている者であること。
2	過去5年以内に従業員数が100人を超える事業所の引越業務の実績がある者。
3	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
4	市税に滞納がない者であること。
5	労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入している者であること。
6	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
7	経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3月前から落札決定日までの間に不渡り等を生じていないものであること。)
8	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者等及びこれに準じる者として、公共事業からの排除の要請があり、当該状態が継続しているとして不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。
9	その他市長が定める要件を満たしている者であること。

3 業務説明書の提供について

提供期間	平成21年5月21日(木)~21年5月25日(月)
提供方法	那覇市ホームページによりPDFファイルにて提供 (要領・様式等-番号2)

4 業務説明書等に対する質問及び回答

質問期間	平成21年5月26日(火)9時~21年5月27日(水)17時
質問方法	質疑応答書(要領・様式等-番号3)をE-mailで送付すること。 提出先 新庁舎建設室 E-mail: m-new001@neo.city.naha.okinawa.jp
回答	平成21年5月28日(木)17時15分までに那覇市ホームページに掲載

5 入札書等の提出方法

入札方法	郵便入札により行う。 配達日指定、配達証明、一般書留のすべてを郵便局で申し出ること。
提出書類	ア 入札書(要領・様式等-番号4) イ 引越料等内訳書(要領・様式等-番号5)
封筒	封筒作成例(要領・様式等-番号6)参照 開札日時、対象事業名、業者の名称、電話番号、FAX番号、担当者名を記載
配達指定日	平成21年6月3日(水) 必ずこの日を指定してください。
宛先	〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部 新庁舎建設室

配達指定日以外の日に届いた入札書等は受理しないものとする。

6 入札書の不受理・無効

那覇市仮庁舎等への引越等業務委託制限付一般競争入札心得(以下「心得」)(要領・様式等-番号7)第13条・14条参照。

7 入札参加者がいない場合の取扱い

心得 第17条第2項参照。

8 開札

開札日時	平成21年6月5日(金)10時
開札場所	市役所本庁7階会議室(新庁舎建設室隣)

9 入札資格審査書類の提出

提出書類	開札後、落札候補者は、下記の入札資格審査書類を提出すること。
------	--------------------------------

(1) 入札参加資格審査申請書(要領・様式等 - 番号12)
(2) 営業証明書
(3) 引越業務実績(要領・様式等 - 番号13)及び当該業務に係る契約書の写し(1件)
(4) 定款又は商業登記簿(運送事業を営んでいることの記載があるもの)の写し
(5) 市税完納証明書(本店所在地の市町村)
(6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
(7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
(8) 課税・免税事業者届(要領・様式等 - 番号14)
(9) その他市長が必要と定めるもの

10 落札者の決定、入札参加資格要件の審査

開札後、提出書類の事後審査により後日決定する。

落札者決定予定日 平成21年6月10日(水)

心得 第7、8、9、10、11、12条参照。

11 入札保証金、契約保証金

入札保証金	<p>見積もった契約金額(注)の100分の5以上。ただし、那霸市契約規則第12条第1項第1号又は同項第2号に該当するときは、その全部を免除する。入札保証金は小切手で納めるものとし、開札終了後返還する。ただし、落札候補者に対しては契約締結後返還する。入札保証金には利子を付さない。なお、那霸市契約規則第12条第1項第1号又は同項第2号の適用を受けようとする者は、それに係る関連書類(入札保証保険契約に係る保険証券等)を開札日当日に提出すること。</p> <p>(注) 見積もった契約金額とは、入札書に記載する金額に当該金額の100分の5に相当する金額(消費税及び地方消費税)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)のことである。</p>
契約保証金	免除する。ただし、契約の相手方が正当な理由なく契約を履行しないときは、見積もった契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

12 入札保証金の納付方法等

入札保証金の納付	開札日当日、小切手にて納付すること。
提出書類	入札保証金納付書（要領・様式等 - 番号8） 印鑑証明書（法人） 代理人が入札（開札）に参加する場合には、代理人の印鑑（認印可）を持参のうえ、委任状を提出すること。（要領・様式等 - 番号9）
小切手の取扱いについて	取引先金融機関が沖縄県内の金融機関であること。 小切手は、沖縄県内の手形交換所管内金融機関が振り出したもので、且つ、振出日から起算して7日を経過していないものに限る。

13 その他必要な事項

(1)	提出された関係書類は返却しない。
(2)	台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページで掲載する。

14 問い合わせ先

この公告、那覇市役所ホームページ、入札、開札、契約に関すること

那覇市役所 総務部 新庁舎建設室 担当者：西原、又吉、砂川

電話番号 862-4260 FAX番号 862-4263

15 要領・様式等の確認方法

那覇市公式ホームページ	那覇市仮庁舎等への引越等業務委託制限付一般
競争入札	要領・様式等

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第11号

平成21年5月1日

公 布 濟

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

那霸市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那霸市上下水道局契約事務規程(平成17年那霸市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(最低制限価格) 第11条 管理者は、施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、第6条の規定により決定した予定価格の <u>3分の2から10分の8.5までの範囲内</u> において、これを定めなければならない。 <u>ただし、測量業務、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務にあっては、10分の6から10分の8までの範囲内とする。</u>	(最低制限価格) 第11条 管理者は、施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、第6条の規定により決定した予定価格の <u>10分の6から10分の9までの範囲内</u> において、これを定めなければならない。
2 [略]	2 [略]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合は、当該改正部分を削る。	

付 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の那霸市上下水道局契約事務規程の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第5号
平成21年5月15日
掲示済

那霸市排水設備指定工事店の異動について

那霸市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

指定(登録)番号 第197号
指定工事店名 沖縄ガスリビング株式会社
営業所所在地 那霸市西3丁目13番2
代表者名 玉城 勉
指定の有効期間 平成18年4月1日
平成23年3月31日
異動年月日 平成21年4月9日
異動事由 代表者の変更

指定(登録)番号 第338号
指定工事店名 マレイ設備
営業所所在地 八重瀬町字当銘14番地
代表者名 伊良部 盛次
指定の有効期間 平成19年4月1日
平成24年3月31日
異動年月日 平成21年4月24日
異動事由 店名・住所の変更

指定(登録)番号 第259号
指定工事店名 株式会社アサヒプラント
営業所所在地 那霸市小禄2丁目8番地10
代表者名 識名 義明
指定の有効期間 平成17年4月1日
平成22年3月31日
異動年月日 平成21年4月20日
異動事由 住所の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第2号

平成21年5月7日
掲示済

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第2項の規定により、平成21年6月3日から同年6月7日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 濑 良 垣 武 安

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第3号

平成21年5月7日
掲示済

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第2項の規定により、平成21年6月3日から平成21年6月7日までに縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 濑 良 垣 武 安

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局